

指定地域密着型通所介護事業所

重要事項説明書

様

デイサービスセンター
みらい 東千石

介護保険指定番号 福島県 0770201341

指定地域密着型通所介護支援重要事項説明書

< R5年4月1日現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号： 0242-26-8349 担当者：管理責任者 安田 淳
 受付時間： 09：00～17：00 (月～金曜日)

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 地域密着型通所介護デイサービスセンター みらい 東千石 概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称・法人種別 事業所名 代表者役職・氏名	株式会社 S E I 喜羅里 地域密着型通所介護デイサービスセンター みらい 東千石 代表取締役 猪俣 由美
所在地	福島県会津若松市東千石 3-4-67
介護保険指定番号 ・その他のサービス	ケア・サービス みらい 訪問介護 (福島県 0770800795) 地域密着型デイサービス楽蔵通所介護 (福島県 0770800779)
サービスを提供する地域	会津若松市
営業所数	居宅介護支援 1ヶ所 / 訪問介護 1ヶ所 / 通所介護 2ヶ所 地域密着型特定施設入居者生活介護 1ヶ所

(2) 同事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士等	1名		事業者の従業員の管理及び業務の管理 利用申し込みに係る調整	1名
生活相談員	社会福祉主事等	1名		利用者に対する生活相談等	1名
機能訓練指導員 兼看護師	看護師及び 准看護師等	1名		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練	1名
介護職員	ヘルパー2級等	1名以上		施設内に於ける利用者の介護	1名以上

- (3) サービス提供時間
09:30 ~ 16:31(延長サービス可)

3. サービス内容

- (1) 利用定員 12名以内

- (2) 内容

- 健康チェック
- 機能訓練
- 入浴
- 送迎
- 食事
- その他日常生活上必要な援助
- レクリエーション

- (3) 利用料

- ◆ 介護保険法令等関係法令の基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合の額とする
- ◆ 延長サービスを行った場合、介護保険法令等関係法令の基準により、1時間延長 50 円の料金を別途加算する

【小規模型通所介護費 (所要時間 7 時間以上 9 時間未満)】

基本料金		延長の場合			入浴 介助	機能 訓練	処遇改 善加算
		1時間 未 満	2時間 未 満	3時間 未 満			
要介護 1	7,530 円	500 円追加	1,000 円追加	1,500 円追加	400 円	560 円	利用料 の 6.7%
要介護 2	8,900 円						
要介護 3	10,320 円						
要介護 4	11,720 円						
要介護 5	13,120 円						

- ◆ 日常生活用品代、食材料費、オムツ代等は、別途徴収するものとする。
- ◆ キャンセル料
利用日サービス提供時間 1 時間 30 分前までに、連絡を頂いた場合
無料とします。

4. サービス利用方法

(1) サービス利用開始

- ① 電話等で申し込み
- ② 通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービス提供開始
- ③ 居宅サービス計画作成の依頼をしている場合は、事前に介護支援専門員にご相談下さい

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービス終了する場合
サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ お客様やご家族などが、当社や当社のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービス自動終了

- ① お客様が介護保険施設等へ入所した場合
- ② 要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます
- ③ お客様がお亡くなりになった場合

(4) その他の終了

以下の場合、お客様が文書で通知することにより、サービスを終了することが出来ます。

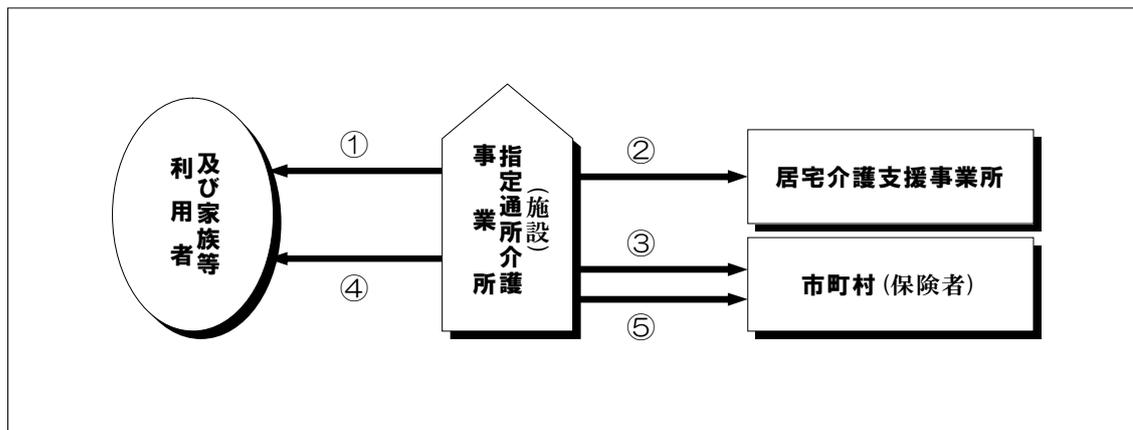
- ① 正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 守秘義務に反した場合
- ③ お客様やご家族に対して社会通念上逸脱する行為を行った場合
- ④ 当社が破産した場合

(5) 料金の遅延

お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合サービスを終了することがあります。

5. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故等があった場合は、下図に従い必要機関に速やかに連絡し、必要な措置をとります。



① 利用者の家族等への連絡

事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等に事故の発生状況及び今後の対応等について説明する。軽度の事故であっても、連絡をする。

② 通所介護支援事業所への連絡(居宅サービスを利用している場合)

事故により居宅サービス計画に変更が生じる可能性も考えられるので、担当の介護支援専門員に利用者の状況を連絡する。

③ 事故発生の報告

事故により利用者の要介護認定に影響する可能性がある場合は、事故の概要を速やかに市町村(保険者)に報告する。なお、事故が食中毒や伝染病等地域性を有する場合は、指定通所介護事業所の所在する市町村へも報告する。

④ 損害賠償等の措置

所定の手続きに従い利用所及び家族等と話し合い。必要な損害賠償等を行う。

なお、当事業に於いては、社会福祉施設総合保険に加入しており、事故発生時には当該保険にて対応いたします。

⑤ 処理結果及び再発防止策の報告

③の事故発生の報告を行った場合は、処理結果、事故発生の原因及び再発防止策を策定し、市町村(保険者)に報告する。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医等への連絡等の必要な措置を講じます。なお、主治医とは、利用者状況調書に記載された病院の医師のことを指します。

7. 非常災害対策

- ◆ 消防法施行規則第3条の規定に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行なっていく。
- ◆ 非常災害設備を有効に保持し、常時、火災予防につとめる。
- ◆ 火災や、地震等の災害が発生した場合は、利用者の安全を最優先とし、非常経路よりすみやかに誘導する。
- ◆ 防火管理者は、従業員に対して、消防訓練、防火教育を実施していく。
- ◆ その他、災害防止については、必要に応じて対処していく。

8. サービス内容に関する苦情

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名： 会津若松市

担 当 高齢福祉課 電話： 39-1247

福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
所在地 福島県福島市中町 3-7
電話 024-528-0040

◀ 相談・要望・苦情等の窓口

通所介護に関する相談・要望・苦情等は
生活相談員または
下記窓口までお申し出下さい

☆ サービス相談窓口 ☆
電話番号： 0242-26-8349 担当者：安田 淳
受付時間： 09：00～17：00（月～金曜日）

◀ その他

重要事項説明確認書

利用者(氏名) _____ 及びその家族は、通所介護サービスを受けるにあたり、指定地域密着型通所介護支援事業者より重要事項説明書に記載された内容の説明を受け了承いたしました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【事業者】 福島県No. **0770201341**

〈事業社名〉 デイサービスセンター みらい 東千石
〈住所〉 (〒965-0818)
福島県会津若松市東千石 3-4-67

〈代表者名〉 猪俣 由美

〈説明者〉 _____

【利用者】

〈住所〉 〒 _____ - _____

〈氏名〉 _____

【代理人】

〈住所〉 〒 _____ - _____

〈氏名〉 _____